沼津市立小・中学校の
適正規模・適正配置の基本方針

平成 29 年５月

（令和２年 12 月改正）

（令和６年３月資料更新）

沼津市

沼津市教育委員会

＜目次＞

はじめに
基本方針の位置付け

第１章 適正規模・適正配置について
１　市内の児童生徒数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１
(1)全体的な傾向
(2)小学校・中学校区ごとの傾向
２　市内小・中学校の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ４
(1)学校の規模等
(2)学校の配置
３　望ましい学校規模、１学級当たりの児童生徒数、配置について　　Ｐ８
(1)学校規模について
(2)１学級当たりの児童生徒数について
(3)学校配置について
４　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ11
(1)適正規模について
(2)適正配置について
(3)学校施設整備について
(4)適正化の推進に当たって配慮すべき点等

第２章 適正規模・適正配置の対象となる学校や地区について
１　検討の際に考慮すべき観点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ15
(1)適正化を検討する学校の観点と方策
(2)地理的要因や地域事情による小規模校の存続
２　地区または学校ごとの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ17
３　早急な対応が必要な地区や学校について・・・・・・・・・・・・　Ｐ21
(1)今後10年間において児童生徒数の減少により、早急な対応が必要な地区や学校について
(2)児童生徒数の増加により対応が必要な学校について
４　早急な検討が必要な地区や学校について・・・・・・・・・・・・　Ｐ22

第３章 教育の質の更なる充実を目指した取組について
１　小中一貫教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ24
２　ＩＣＴを活用した教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ29